

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第183回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つございます。

議題1「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について、御説明をさせていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。

大項目1「独自利用事務とは」を御覧ください。

独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第8号に基づき、独自利用事務のうち、法定事務に準ずるものであって、委員会規則で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等に情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされています。

この独自利用事務の情報連携に係る届出につきまして、委員会ではこれまで、1,234団体、8,864件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウェブサイトで公表してまいりました。

続きまして、大項目2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

この度、地方公共団体から提出されました、令和4年2月から開始される情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか、確認いたしました。

その結果、計64団体から新規の届出が109件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が14件、事務の廃止等を行う中止の届出が16件の計139件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、総務大臣に通知することといたしたいと考えております。

なお、今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体数が1,239団体、届出数が8,957件となっております。

説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、総務大臣に通知することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、通知することといたします。事務局においては所要の手續を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「厚生労働省（労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、又は重要な変更を加えようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、厚生労働大臣及び国税庁長官の2評価実施機関から当委員会に対し、全項目評価書が3件提出されましたので、評価書の内容について、事務局より概要を説明いたします。いずれも再実施に当たります。

議題2の厚生労働大臣が実施する、「労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務」について、議題3の国税庁長官が実施する「国税関係（受付）事務」及び「国税関係（賦課・徴収）事務」について、いずれも対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

では、まず資料2-1に基づいて、厚生労働大臣の全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、6ページの別添1を御覧ください。

評価対象の事務は、図の左側、労災年金に係る請求書等を労働基準監督署等の窓口及びe-Gov電子申請システムで受け付け、図の真ん中にある「労働基準行政システム」へ登録等を行い、審査の上、労災年金の支給を行う事務です。

給付する労災年金の併給調整を行うため、図の右下にある「情報提供ネットワークシステム」経由で日本年金機構へ厚生年金等の情報を照会する際に個人番号等を利用しております。

今回、公金受取口座登録者で、公金受取口座の利用を希望する者について、図の右下にあるデジタル庁の「口座情報登録システム（仮称）」から情報提供ネットワークシステム経由で「公的給付支給等口座登録簿関係情報（口座関係情報）」を入手し、支払先の口座として使用する予定です。これに伴い、口座関係情報の入手・使用に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

口座関係情報の入手・使用に係るリスク対策の例として、17ページ上段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の最後のポツを御覧ください。

口座関係情報の入手に係る回線のリスク対策として「請求書等の受付、審査を行う労働基準監督署等の拠点と、労働基準行政システムは通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク（厚生労働省統合ネットワーク）を利用し、安全性を確保する。」こと等が記載されております。

次に、18ページの上から2段目の項目「アクセス権限の管理」を御覧ください。

2ポツ目に「『労災事務（受付、審査、給付）の操作を行う者』のうち、情報提供ネットワークシステムへの照会等を行う必要最小限の者だけに、特定個人情報ファイルを取り扱うユーザ権限を付与する。」こと、4ポツ目に、目的外の使用を防ぐため「口座関係情報等をキーとして個人番号を検索するようなことはできないようにアクセス制御されている。」こと等が記載されております。

続きまして、同じページ下段の「リスク3：従業者が事務外で使用するリスク」の最後の段落を御覧ください。

「情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止する。」こと等が記載されております。

次に、22ページ上段、「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」の最後のポツを御覧ください。

「請求人が労災年金を請求申請する際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する仕組みとすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止する。」こと等が記載されております。

次に、25ページ上段の「7. 特定個人情報の保管・消去」「⑥技術的対策」の最後のポツを御覧ください。

「労働基準行政システムに保管している情報は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講じる。」こと等が記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうか御審議願います。

まず、表紙の次に目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に「特定個人情報ファイル（労災年金情報ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「労災年金の給付にあたり、口座情報登録システム（仮称）から情報提供ネットワークシステムを介して口座関係情報を入手し、使用する」ことに係るリスク対策について具体

的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の総評を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」、または「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、厚生労働省に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「国税庁（国税関係（受付）事務及び国税関係（賦課・徴収）事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料3-1に基づいて、国税関係（受付）事務の全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、6、7ページの別添1を御覧ください。

主な事務は2つとなります。

1つ目は、図の右側「自宅・会社等」から「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」へ伸びる赤矢印にありますとおり、自宅・会社等から税の申告書等をe-Taxが受け付

け、「国税総合管理（K S K）システム」に転送する事務です。

2つ目は、図の「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の枠の右端から右へ伸びる赤矢印にありますとおり、公的給付支給等口座登録簿情報をe-Taxから「口座情報登録システム（仮称）」に提供する事務です。

今回新たに追加された事務は2点となります。

1点目は、図の「自宅・会社等」から「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」へ伸びる一番下の赤矢印にありますとおり、税の申告書等のうち、法定調書を受け付ける方法について、e-Taxから直接受け付ける従来の方法のほか、「自宅・会社等」から認定クラウド等に記録された税の申告書等をe-Taxで入手する事務が追加されています。これに伴い、認定クラウド等を通じて申告書等を入手する際のリスク対策等について、追記をしております。

2点目は、先ほど御説明したとおり、公的給付支給等口座登録簿情報の提供を希望する者に限定して、当該情報をe-Taxから口座情報登録システム（仮称）に提供する事務が追加されています。これに伴い、当該情報を提供する際のリスク対策等について追記しています。

続きまして、今回追記したリスク対策の例を御説明させていただきます。

まず、最初に説明いたしました、クラウド等を通じて申告書等を入手する際のリスク対策について、3点説明させていただきます。

1点目は、19ページの「リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」「リスクに対する措置の内容」の前段、「【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からのe-Tax（インターネット回線又は専用線）又は認定クラウド等による入手】」の2ポツ目を御覧ください。

認定クラウド等の提出領域へは、認定クラウド等の利用者及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能となっていること等が記載されております。

2点目は、20ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」「リスクに対する措置の内容」の前段、「【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からのe-Tax（インターネット回線又は専用線）又は認定クラウド等による入手】」を御覧ください。

4行目以降にありますとおり、認定クラウド等においては、国税庁長官の定めるクラウド認定基準として、認定の対象となるクラウドサービスまたはオンプレミスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていることなどが定められていることを記載しています。

3点目は、同パラグラフの下から4行目以降にありますとおり、認定クラウド等とe-Taxとの間のデータの授受に際しては、利用者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることにより、提出者以

外の情報を入手することを防止すること等が記載されています。

続きまして、公的給付支給等口座登録簿情報を e-Tax から口座情報登録システム(仮称) に提供する際のリスク対策について、2点説明させていただきます。

1点目は、24ページ「リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク」「特定個人情報の提供・移転の記録」「具体的な方法」の後段「【内閣総理大臣（口座情報登録システム(仮称)）への提供】」を御覧ください。

3行目以降にありますとおり、番号法第12条の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録したログを一定期間保存し、必要に応じて内容の点検を実施するなどの措置をとること等が記載されております。

2点目は、同ページの「リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」、「リスクに対する措置の内容」の後段「【内閣総理大臣（口座情報登録システム(仮称)）への提供】」を御覧ください。

特定個人情報の提供については、専用線を使用し、暗号化した上で、決められた情報のみ提供する仕組みとしているため、そのほかの方法で特定個人情報が提供されることはないことが記載されております。

国税関係（受付）事務の評価書の概要説明については以上です。

続きまして、国税関係（賦課・徴収）事務の全項目評価書の概要を説明します。

本日は評価書を2種類用意しております。

国税庁は、特定個人情報保護評価に関する規則第13条に基づき、評価書が犯則事件の調査等のために保有する特定個人情報を取り扱う事務に係るものであり、公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることを理由として、一部を非公表にしています。一方、特定個人情報保護評価指針第5の3において、評価実施機関は公表しない予定の部分を含む評価書の全てを委員会に提出することとされています。

資料3-2が通常の評価書、資料3-3が非公表部分を黒塗りした評価書です。本日は、資料3-2の通常の評価書を用いて説明を行い、委員会ホームページでは、資料3-3の非公表部分を黒塗りした評価書のみを公表したいと考えております。

それでは、資料3-2に基づいて全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、5、6ページの別添1を御覧ください。

主な事務は2つとなります。

1つ目は、図の真ん中、上からKSKシステムへ伸びる赤矢印にありますとおり、e-Tax や税務署等から受け付けた申告書等情報をKSKシステムで保有する事務です。

2つ目は、左側の「地方公共団体情報システム機構」とKSKシステムの(1)を結ぶ赤矢印にありますとおり、地方公共団体情報システム機構に本人確認情報の照会を行う事務です。

今回新たに追加された事務は1点となります。

図の左側の「外部業者」とK S Kシステムの(10)を結ぶ赤矢印にありますとおり、税務署等で書面にて受け付けた申告書等情報のK S Kシステムへの入力に際し、クラウド環境上に構築するA I - O C Rを併用する予定となっています。これに伴い、A I - O C Rを活用した申告書等情報を入力する際のリスク対策等について追記しています。

続きまして、今回追記したリスク対策の例を御説明させていただきます。

主なリスク対策は2点となります。

1点目は217ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」「⑤物理的対策」の「具体的な対策の内容」を御覧ください。

(3) 1ポツ目にA I - O C Rのクラウド事業者を選定する際の調達要件として、当該クラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者であること等が記載されています。

2点目は、同ページのリスク1の「⑥技術的対策」の「具体的な対策の内容」を御覧ください。

こちらの3ポツ目に、クラウド環境の対策として、データ入力業務において、クラウド環境に入力したデータについては、A I - O C R処理後、システムにより自動的に消去すること、クラウドサービスの利用に当たり、国税庁がシステム及びデータのアクセス権を設定することにより、クラウド事業者は個人情報にアクセスすることができないようにすること、A I - O C Rサーバとのデータ授受は専用線で行い、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対策を講じていること等が記載されています。

国税関係（賦課・徴収）事務の評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料3-4及び資料3-5に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうか御審議願います。

まず、資料3-4に基づき、国税関係（受付）事務について説明します。

初めに、表紙の次に目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。次に「国税電子申告・納税特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、「クラウド等を通じて申請書等を入手する際のリスク対策」を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、「公的給付支給等口座登録簿情報を口座情報登録システム（仮称）に提供する際のリスク対策」を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の総評を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」、または「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

次に、資料3-5に基づき、国税関係（賦課・徴収）事務について説明します。

初めに、表紙の次に目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。次に「国税関係（賦課・徴収）事務（KSKシステム関係）」、「国税関係（賦課・徴収）事務（租税に関する調査関係）」及び「国税関係（賦課・徴収）事務（犯則事件の調査関係）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、26ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、「AI-OCRを活用した源泉徴収票等の入力業務について、クラウド環境を活用するが、クラウド環境の選定及び源泉徴収票等の入力業務」のリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

27ページの総評及び個人情報保護委員会による審査記載事項については、資料の国税関係（受付）事務と同様の記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、国税庁に対して委員会による承認及び審



査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 現在、我が国ではデジタル社会の形成に向けて様々な改革が加速化しています。先の国会でデジタル改革関連法の一つとして成立した口座登録法により、情報連携ができる特定個人情報が増えることになり、特定個人情報の利活用の促進が図られることも期待されています。

情報連携による特定個人情報の利活用を促進するためには、特定個人情報の保護の確保が前提となり、当委員会の特定個人情報保護評価書の承認は特定個人情報の保護措置を担保する重要な役割の一つを果たしています。

議題2と議題3において、それぞれ厚生労働大臣及び国税庁長官から提出された保護評価書は、口座登録法の一部施行に伴い、法定事務に情報連携の対象となる特定個人情報が増えたことなどにより、再実施が行われた保護評価についてのものでした。

両機関の保護評価書の記載には問題がなく、記載のとおりに安全管理措置等を確実に実行していただきたいと思います。

また、本日の審議に直接関係することではありませんが、口座登録法の一部施行に伴い、地方公共団体の独自利用事務についても、情報連携を活用する要望が高まる可能性があります。

議題1の説明でも触れられていましたが、当委員会は地方公共団体の独自利用事務の情報連携について、届出を受け付ける立場にあります。独自利用事務の情報連携の制度について、口座登録法による制度改正なども含め、今後も広く周知を行うことで、独自利用事務の情報連携の一層の活用促進につなげていくことを期待します。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「国税庁（国税関係（受付）事務）及び（国税関係（賦課・徴収）事務） 全項目評価書」を承認することといたします。

また、本議題の資料のうち、先ほどもありましたが、資料3-2については公表しないことといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「その他」です。「東京不動産健康保険組合及び関東百貨店健康保険組合にお

ける適用、給付及び徴収関係事務の全項目評価書の公表について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 東京不動産健康保険組合及び関東百貨店健康保険組合が作成しました「適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」につきましては、第180回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項については、各評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、東京不動産健康保険組合は8月2日付、関東百貨店健康保険組合は7月29日付で、マイナンバー保護評価WEB及び各機関のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告ありがとうございました。

本日の議題は以上になります。本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。